

変更後（令和4年7月時点）

この総量削減計画は、水質汚濁防止法第4条の3の規定に基づき、環境大臣が令和4年1月24日付けで定めた化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）の削減目標を達成するために必要な事項を定めたものである。

計画の区域は、水質汚濁防止法施行令別表第2第3号りに掲げる区域とする。

第2 削減目標量

1 化学的酸素要求量（COD）について

表1 発生源別の削減目標量

	令和6年度 削減目標量 (トン/日)	(参考)	
		令和元年度(第8次) 削減目標量 (トン/日)	令和元年度 排出量 (トン/日)
生活排水	9	10	10
産業排水	21	21	16
その他	3	3	2
合計	33	34	28

2 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量

	令和6年度 削減目標量 (トン/日)	(参考)	
		令和元年度(第8次) 削減目標量 (トン/日)	令和元年度 排出量 (トン/日)
生活排水	6	6	6
産業排水	4	3	2
その他	9	10	9
合計	19	19	17

変更前（令和4年4月時点）

この総量削減計画は、水質汚濁防止法第4条の3等の規定に基づき、環境大臣が令和4年1月24日付けで定めた化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）の削減目標を達成するために必要な事項を定めたものである。

計画の区域は、化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項に規定する区域のうち徳島県の区域、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令別表第2第3号りに掲げる区域とする。

第2 削減目標量

1 化学的酸素要求量（COD）について

表1 発生源別の削減目標量

	令和6年度 削減目標量 (トン/日)	(参考)
		令和元年度におけ る量 (トン/日)
生活排水	9	10
産業排水	21	16
その他	3	2
合計	33	28

2 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量

	令和6年度 削減目標量 (トン/日)	(参考)
		令和元年度におけ る量 (トン/日)
生活排水	6	6
産業排水	4	2
その他	9	9
合計	19	17

### 3 りん含有量

表3 発生源別の削減目標量

	令和6年度 削減目標量 (トン/日)	(参考)	
		令和元年度(第8次) 削減目標量 (トン/日)	令和元年度 排出量 (トン/日)
生活排水	0.5	0.6	0.5
産業排水	0.5	0.5	0.4
その他	0.5	0.4	0.4
合計	1.5	1.5	1.3

### 第3 とくしまのSATOUMI（里海）を実現するために

#### 1 汚濁負荷削減による水質保全

##### (1) 生活排水改善のための施策

##### ① 下水道の整備

表4 汚水処理施設の処理人口普及率

処理形態	令和6年度末目標値 普及率(%)	令和元年度実績 普及率(%)
下水道	24.1	18.4
合併処理浄化槽	48.6	41.3
集落排水施設	2.9	2.7
コミュニティ・プラント	0.6	1.0
計	76.2	63.4

##### ② 公共浄化槽等の整備促進及び適正な維持管理の推進

合併処理浄化槽、集落排水施設、コミュニティ・プラントについては、「とくしま生活排水処理構想2017」との整合を図り、目標年度までに表4に掲げる普及率を目標として施設の整備促進を図る

合併処理浄化槽については、浄化槽整備事業の活用等により、その整備を促進するとともに、「建築基準法」、「浄化槽法」及び「徳島県浄化槽取扱要綱」に基づき、適正な設置並びに定期検査、保守点検及び清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努める。

また、市町村等が公共浄化槽等の普及を促進することで、汚水処理人口の効率的な拡大と市町村の適正な維持管理による排水水質の安定及び向上を図る。

### 3 りん含有量

表3 発生源別の削減目標量

	令和6年度 削減目標量 (トン/日)	(参考)
		令和元年度におけ る量(トン/日)
生活排水	0.5	0.5
産業排水	0.5	0.4
その他	0.5	0.4
合計	1.5	1.3

### 第3 とくしまのSATOUMI（里海）を実現するために

#### 1 汚濁負荷削減による水質保全

##### (1) 生活排水改善のための施策

##### ① 下水道の整備

表4 汚水処理施設の処理人口普及率

処理形態	令和6年度末目標値 普及率(%)	令和元年度実績 普及率(%)
下水道	24.1	18.4
合併処理浄化槽	48.5	41.3
集落排水施設	2.7	2.7
コミュニティ・プラント	0.6	1.0
計	76.1	63.4

##### ② 市町村設置型浄化槽等の整備促進及び適正な維持管理の推進

合併処理浄化槽、集落排水施設、コミュニティ・プラントについては、「とくしま生活排水処理構想2017」との整合を図り、目標年度までに表4に掲げる普及率を目標として施設の整備促進を図る。

合併処理浄化槽については、浄化槽整備事業の活用等により、その整備を促進するとともに、建築基準法、浄化槽法及び「徳島県浄化槽取扱要綱」に基づき、適正な設置並びに定期検査、保守点検及び清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努める。

また、PFI方式の導入により市町村設置型浄化槽の普及を促進することで、汚水処理人口の効率的な拡大と市町村の適正な維持管理による排水水質の安定及び向上を図る。

### (3) 農水産系排水の負荷軽減のための施策

#### ①環境保全型農業の推進

「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」等に基づき、化学肥料の使用量の低減、土壌診断に基づく適正な施肥など、環境負荷の低減等に配慮した環境保全型農業を推進し、農地に由来する負荷の軽減を図る。

#### 2 生物多様性・生産性の確保に向けた水環境の改善

##### (1) 海域の実情に応じたきめ細やかな栄養塩類管理の推進

養殖ワカメやノリ等の海藻類の色落ちが見られる海域において、本県独自の施肥技術の現場実証試験を実施するとともに、旧吉野川浄化センターにおいて栄養塩類の季節別管理運転の実証実験を行うなど、環境保全と漁業生産とのバランスのとれたきめ細やかな栄養塩類管理を推進する。

また、県内海域・河川の栄養塩類等について、最新知見の情報収集を行うとともに、既存知見を部局横断的に整理・統合し、地域の実情に応じた栄養塩類増加措置を検討する。

#### (4) 生物と共生する環境配慮型構造物の採用

新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、環境に配慮し、施工性及び経済性等も考慮しつつ、生物の生息・生育空間の再生・創出のため、環境配慮型構造物を採用するよう努める。

#### 3 基盤となる施策の推進

##### (2) 里海づくりの普及啓発活動

##### ①未来につなぐ「里海」創生リーダーの育成

本計画及び「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画」の内容を踏まえ、山・川・里・海の一連の水循環・物質循環を一体的に捉え、里海の理念や重要性について啓発を図るとともに、県民が主体的に里海づくりに取り組めるよう環境保全活動のリーダーとなる「里海」創生リーダーを養成する。

また、「里海」創生リーダー間の連携強化や更なるスキルアップを図るため、環境保全活動の実施計画作成から実行・評価までの一連の流れが学習できる新たな応用・実践講座を創設する。

### (3) 農水産系排水の負荷軽減のための施策

#### ①環境保全型農業の推進

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」等に基づき、ICT活用などによる農作物の適正な栽培管理や、化学肥料使用の低減など環境に配慮した農作物のブランド化を進めることでエコファーマー等の増加に繋げ、農地に由来する負荷の削減目標量の達成を図る。

#### 2 生物多様性・生産性の確保に向けた水環境の改善

##### (1) 海域の実情に応じたきめ細やかな栄養塩類管理の推進

旧吉野川浄化センターにおいて栄養塩管理運転の実証実験を行い、栄養塩管理運転の導入の有効性や可能性について試験研究を行う。

また、養殖ワカメ、ノリ等で色落ち被害が発生していることから、順応的かつ機動的な栄養塩類の管理等、特定の海域ごと、季節ごとの地域の実情に応じたきめ細やかな水質管理を行う。

#### (4) 生物と共生する環境配慮型構造物の採用

新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、施工性及び経済性等も考慮しつつ、原則として、生物の生息・生育空間の再生・創出のため、環境配慮型構造物を採用するよう努める。

#### 3 基盤となる施策の推進

##### (2) 里海づくりの普及啓発活動

##### ①未来につなぐ「里海」創生リーダーの育成

本計画及び「瀬戸内海の環境の保全に関する徳島県計画」の内容を踏まえ、里海の理念や重要性について啓発を図るとともに、県民が主体的に里海づくりに取り組めるよう環境保全活動のリーダーとなる「里海」創生リーダーを養成する。

また、「里海」創生リーダー間の連携強化や更なるスキルアップを図るため、新たな応用・実践講座を創設する。

さらに、「子ども向け教材」の作成や「子ども講座（仮称）」の企画を「里海」創生リーダーと協働で実施し、次世代へ「豊かな水環境」の継承を推進する。

②県民総ぐるみの水教育の実施

生物の種類と生息数から、水環境と生物多様性を調べる「海岸生物調査」や「水生生物調査」を地域住民や民間団体等と協働で行うなど、県民自らが海や川に親しみ水環境の正しい知識を得ることで、一人一人が問題意識や使命感を持って里海づくりを推進できる水教育を実施する。

②県民総ぐるみの水教育の実施

「海岸生物調査」や「水生生物調査」を「里海」創生リーダーを中心に展開するなど、県民自らが海や川に親しみ水環境の正しい知識を得ることで、一人一人が問題意識や使命感を持って里海づくりを推進できる水教育を実施する。